

## ○心の健康づくり計画助成金に関するQ & A

### 1 助成対象事業者について

Q 1－0 1 助成金を受けるための要件は何ですか。

A 1－0 1 具体的な申請要件は、心の健康づくり計画助成金の手引（令和元年度版）の1頁をご覧ください。

Q 1－0 2 「労働者数の制限なし」とありますが、事業場単位で申請できますか？それとも企業単位の申請になりますか。

A 1－0 2 心の健康づくり計画助成金は企業単位、もしくは個人事業主単位での申請となります。企業の本社機能を持つ事業場から申請していただき、その事業場は、労働保険の適用事業場となっていることが条件となります。

Q 1－0 3 心の健康づくり計画助成金を除く他の産業保健関係助成金は、事業場単位の申請ですが、心の健康づくり計画助成金のみ企業単位・個人事業主単位の申請となっているのはどうしてですか。

A 1－0 3 心の健康づくり計画については、企業の本社等で作成し、その

後、営業所・支店等の事業場へは、計画の水平展開が想定されることから、企業単位・個人事業主単位で申請していただく助成金としています。

Q 1－0 4 心の健康づくり計画助成金は、企業本社等から申請することになっていますが、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を営業所・支店等の事業場が受けて心の健康づくり計画を作成し、企業本社等が申請する場合は支給対象となりますか。

A 1－0 4 支給対象にはなりません。心の健康づくり計画助成金は、1企業・1個人事業主につき将来にわたって1回限りの支給となることから、企業本社等がメンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、申請していただく助成金としています。

なお、営業所・支店等の事業場が心の健康づくり計画を作成する場合は、助成金の対象にはなりませんが、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を無料で受けすることは可能となっています。

Q 1－0 5 「1個人事業主当たり将来にわたり1回限り助成されます。」とあります  
ますが、1個人事業主で複数の事業場を所有している場合、

全ての事業場で申請は可能ですか。

A 1 – 0 5 申請できません。

## 2 助成対象事業について

Q 2 – 0 1 「メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け」とあります  
が、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けずに、自主  
的に心の健康づくり計画を作成・実施した場合は、助成金の支  
給対象になりますか。

A 2 – 0 1 支給対象にはなりません。この助成金は、メンタルヘルス対策  
促進員の助言・支援を受けていただくことが要件となっており、  
メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けていない場合は、  
支給対象にはなりません。

Q 2 – 0 2 「メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け」とあります  
が、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けずに、自主  
的に心の健康づくり計画を作成・実施し、実施の確認のみをメ  
ンタルヘルス対策促進員が行った場合は、助成金の支給対象に  
なりますか。

A 2 – 0 2 支給対象にはなりません。この助成金は、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けていただくことが要件となっており、実施の確認のみをメンタルヘルス対策促進員が行った場合は支給対象にはなりません。

Q 2 – 0 3 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて、心の健康づくり計画を作成・実施しましたが、メンタルヘルス対策促進員による実施の確認を受けていない場合は、助成金の支給対象になりますか。

A 2 – 0 3 支給対象にはなりません。メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に加え、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策が実施されているか、メンタルヘルス対策促進員が確認することとなりますので、メンタルヘルス対策促進員による実施の確認がない場合は、支給対象にはなりません。  
なお、申請に当たり、「メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書（様式第2号）」を提出していただくこととなっています。

Q 2 – 0 4 「メンタルヘルス対策を実施した場合」とありますが、メンタ

ルヘルス対策とは何か、また対象となるかの判断基準はありますか。

A 2－0 4 この助成金においていう「メンタルヘルス対策」とは、心の健康づくり計画に記載されているメンタルヘルスケアを行うための対策を指すことになります。心の健康づくり計画については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 18 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 3 号 改正：平成 27 年 11 月 30 日 健康保持増進のための指針公示第 6 号）をご参考ください。

Q 2－0 5 「心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む。）」とありますが、ストレスチェック実施計画を含むことは必須要件ですか。

A 2－0 5 必須要件ではありません。メンタルヘルス指針において、「ストレスチェック制度の実施に関する規定の策定を心の健康づくり計画の一部として行っても差し支えない」としていることから明示しているもので、労働者数 50 人未満の事業場の場合は、ストレスチェック実施計画の作成のみでも助成対象となります。

労働者数 50 人以上の事業場は、ストレスチェックの実施が義務化されていることから、ストレスチェック実施計画はすでにあることが前提であり、ストレスチェック実施計画の作成のみでは助成対象とはならず、他のメンタルヘルス対策を含む、心の健康づくり計画の作成が助成対象となります。

### 3 助成対象経費について

Q 3－0 1 助成金額について教えてください。

A 3－0 1 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む。）を作成、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合、一律 10 万円が支給されます。但し、1 企業又は1 個人事業主につき将来にわたって1 回の支給に限ります。

Q 3－0 2 「一律 10 万円」とありますか、心の健康づくり計画の作成に要した費用の領収書が必要ですか。

A 3－0 2 必要ありません。この助成金は、実費の助成ではなく、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて、心の健康づくり計画を作成・実施（メンタルヘルス対策促進員による実施の確認

が必要) した場合に一律 10 万円として支給されるものです。

#### 4 申請について

Q 4 – 0 1 「1企業又は1個人事業主につき将来にわたって1回の支給に限ります。」とありますが、グループ企業で一括して心の健康づくり計画を作成・実施した場合、代表の会社名で申請し、関連の子会社・系列会社の会社名は、一覧にして提出しなくてはなりませんか。

A 4 – 0 1 グループ企業で一括して心の健康づくり計画を作成・実施した場合でも、申請は企業の本社単位となりますので、関連の子会社・系列会社の会社名を一覧にして提出していただく必要はありません。

Q 4 – 0 2 「1企業につき将来にわたって1回の支給に限ります。」とあります  
ますが、助成金を1回支給された後に、統合あるいは分社化して別会社とな  
った場合は、2回目の申請が可能ですか。

A 4 – 0 2 可能です。会社の登記簿謄本で確認させていただくこととして  
おり、統合あるいは分社化して別会社となつた場合は、別会社

として申請していただくことになります。

Q 4 – 0 3 申請時の添付書類として登記簿謄本の提出が求められています  
が、発行日からの有効期限はありますか。

A 4 – 0 3 発行日から 3 か月以内のものを御提出願います。

Q 4 – 0 4 個人事業主の場合、開業届（控）の写しの提出が求められてい  
ますが、開業時に開業届の作成及び税務署等への提出をしてい  
ない場合は、他の書類での申請はできますか。

A 4 – 0 4 申請できません。今年度の助成金申請書類として開業届（控）  
の写しは必須書類となっているため、申請不可となります。